（関係者相互の連携及び協働）

第八条　国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（地方公共団体の努力義務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針

第十一条　文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章　基本的施策

（人材の育成及び確保）

第十二条　国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保が図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の促進）

第十三条　国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（教育及び啓発の推進等）

第十四条　国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有等）

第十五条　国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2　文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（国際協力の推進等）

第十六条　国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七百三十一条を次のように改める。

（婚姻適齢）

第七百三十一条　婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

第七百三十七条を次のように改める。

第七百三十七条　削除

第七百四十条中「第七百三十七条」を「第七百三十六条」に改める。

第七百五十三条を次のように改める。

第七百五十三条　削除

第七百九十二条中「成年」を「二十歳」に改める。

第八百四条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条ただし書中「成年」を「二十歳」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（成年に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の日以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者（次項に規定する者を除く。）は、施行日において成年に達するものとする。

3　施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法（次条第三項において「旧法」という。）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。